

(別紙)

諮問番号：令和5年諮問第4号

答申番号：令和5年答申第5号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（審査請求人が平成29年1月8日付けで提起した審査請求のうち、第2に定める本件処分についての請求部分をいう。以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、得ていた保険金収入を申告しないで審査請求人が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けたことが不正な手段による保護の受給に当たるとして、〇市長（以下「処分庁」という。）が平成28年10月25日付けで審査請求人に対して行った法第78条第1項の規定による費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）について、審査請求人は、これに不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

1 本件保護の受給に係る経過等

- (1) 平成21年9月8日、〇福祉事務所（以下「本件実施機関」という。）は、審査請求人の保護を開始した。
- (2) 平成21年10月7日、本件実施機関は、審査請求人に対し、「保護のしおり」を交付し、保護に関する制度、保護受給中の留意事項等について説明した。
- (3) 平成23年6月8日、審査請求人は、本件実施機関に収入申告書を提出した。この申告書には、保護世帯が得ている収入の種類に応じ、当該種類ごとの該当の有無を含む収入状況を申告するための記載欄（その一つであるその他の収入欄には、同欄において記載されるべき収入の種類として「生命保険の給付金」が例示的に記載）が設けられ、かつ、これらの記載欄の具体的記載について「私の世帯全員の収入状況について、次のとおり申告します。この申告書及び添付書類の記載内容は事実と相違ありません。」とする申告文の印字がされたものであったところ、本件では、これらの記載欄には、何らの記載もなく、具体的な記載といえば、当該申告文の上に設けられた申告者名欄に、提出日、本人の氏名及び電話番号の記載とこれに係る認め印のみというものであった。
- (4) その後、審査請求人は、平成24年1月31日から平成26年6月11日までにかけて、(3)の書式による収入申告書を提出したが、その申告の内容（申告者名欄を除く。）は、それぞれ次のとおりであり、いずれも審査請求人が保険金収入を得ていることをうかが

わせる記載はなかった。

ア 平成24年1月31日付けの収入申告書では、年金収入欄に「有」への丸印と氏名の記載があり、及びその他の収入欄に「無」への丸印があった。

イ 平成24年7月24日付けの収入申告書では、年金収入欄に氏名のみ記載があり、及びその他の収入欄には一切の記載がなかった。

ウ 平成25年7月16日付けの収入申告書では、年金収入欄に「有」への丸印と氏名及び国民年金のうち「老齢」への丸印があり、並びにその他の収入欄に「無」への丸印があった。

エ 平成26年6月10日付けの収入申告書では、年金収入欄に「有」への丸印と氏名・受給額の記載があり、及びその他の収入欄に「無」への丸印があった。

オ 平成27年6月11日付けの収入申告書では、年金収入欄に受給額の記載があり、及びその他の収入欄には一切の記載がなかった。

(5) 平成27年10月14日、本件実施機関は、審査請求人が得た住居売却益を収入として認定し、同月1日を実施日として審査請求人の保護の廃止を決定した。

(6) 平成27年11月2日、審査請求人は、改めて本件実施機関に対し、保護の申請を行った。なお、その際に提出された同日付けの収入申告書では、年金収入欄に「有」への丸印と氏名・受給額の記載があり、及びその他の収入欄に「無」への丸印があったが、本件収入申告書においても、(4)と同様に、審査請求人が保険金収入を得ていることをうかがわせる記載はなかった。

また、併せて提出された同日付けの資産申告書では、生命保険損害保険等の欄に、掛け金を支払中の共済1件についての記載はあったが、審査請求人が保険金収入に係る定期金債権等の資産を有していることをうかがわせる記載はなかった。

(7) 平成27年11月12日、本件実施機関は、(6)の申請に基づき、同月2日を実施日として審査請求人の保護の開始を決定した。

(8) 平成27年11月16日、本件実施機関は、審査請求人に、「保護のしおり」を交付し、これに基づいて保護に関する制度、届出の義務、収入に対する控除、不正受給への対応等について説明した。

(9) 平成28年3月9日、本件実施機関は、審査請求人の資産及び収入の状況を把握するために金融機関に対し実施していた法第29条の規定による調査（以下「29条調査」という。）の回答を受けたところ、審査請求人の当該金融機関の口座に保険会社からの入金記録が認められたため、同月31日、当該保険会社（以下「本件保険会社」という。）に対し、保護受給期間中の入金の状況を把握するため、29条調査を実施した。

(10) 平成28年4月12日、本件実施機関は、(9)により、本件保険会社に対し実施していた29条調査の回答を受けたところ、審査請求人から本件実施機関に対し申告のなかった個人年金保険金（以下「本件保険金収入」という。）が定期的に入金されていた事実を確認した（本件入金の詳細は、後述の2のとおりである。）。

なお、本件保険金収入に係る入金口座は、本件保護に係る保護費の入金口座と同一の口座であった。

(11) 平成28年6月1日、本件実施機関は、審査請求人に対し、(10)により確認した29

条調査の結果を伝えたが、審査請求人は、本件実施機関に対し、本件保険金収入は、審査請求人が支払った掛け金に基づき得ているものであり、収入として認定することは間違っていると主張し、過払いとなるべき保護費の返還を拒否した。その後も、本件保険金収入に係る収入申告は、本件処分に至るまで、行われなかった。

(12) 平成 28 年 8 月 9 日、本件実施機関は、本件保険金収入の未申告により生じた保護費の過払いについて、審査請求人に対し、法第 78 条第 1 項の規定による費用徴収決定を行う方針を確認した。

(13) 平成 28 年 8 月 16 日、処分庁は、(12)による本件実施機関の方針に基づき、審査請求人の保護受給期間に当たる平成 22 年 11 月から平成 28 年 7 月までの期間（平成 27 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間を除く。）中に審査請求人が受給した保護費に相当する額を基礎として不正な手段による保護の受給額を算定し、これを法第 78 条第 1 項の規定により徴収する旨の費用徴収処分を行ったが、平成 28 年 10 月 21 日、処分庁は、当該不正な手段により保護を受給したと認められる範囲を改めて判断するため、いったん、これを取り消した。

(14) 平成 28 年 10 月 25 日、処分庁は、本件について審査請求人が不正な手段により保護を受給したと認められる範囲については、(10)により本件実施機関が本件保険金収入の入金事実を確認した後の受給期間（平成 28 年 5 月以降の期間）分を控除する必要があると認め、改めて、平成 22 年 11 月から平成 28 年 4 月までの期間（平成 27 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間を除く。以下「本件受給期間」という。）中に審査請求人が受給した保護費に相当する額を基礎として不正な手段による保護の受給額を算定し、これを法第 78 条第 1 項の規定により徴収する旨の本件処分を行った。なお、ここで控除した平成 28 年 5 月以降の期間に係る保護費の過払相当額については、同年 10 月 25 日、本件実施機関が、法第 63 条の規定により費用返還決定処分（以下「63 条処分」という。）を行った。

2 本件保険金収入に係る経過等

本件受給期間において、本件保険金収入のあった時期及びその額並びに 1 による収入申告書の提出時期及びその内容との関係を整理すれば、次のとおりである。

(1) 平成 22 年 9 月から平成 27 年 9 月まで（本件受給期間その 1）

年月日	本件保険金収入に当たる収入	収入申告書の提出
H22. 11. 22	○円	
H23. 6. 8		収入申告書提出（本件保険金収入の申告なし（収入欄への一切の記載がない））
H23. 11. 21	○円	
H24. 1. 31		収入申告書提出（本件保険金収入の申告なし（年金収入欄に「有」への丸印と氏名の記載があり、及びその他の収入欄に「無」への丸印がある））

H24. 7. 24		収入申告書提出（本件保険金収入の申告なし（年金収入欄に氏名のみ記載があり、及びその他の収入欄に一切の記載がない））
H24. 11. 20	○円	
H25. 7. 16		収入申告書提出（本件保険金収入の申告なし（年金収入欄に「有」への丸印と氏名及び国民年金のうち「老齢」への丸印があり、並びにその他の収入欄に「無」への丸印がある））
H25. 11. 20	○円	
H26. 6. 10		収入申告書提出（本件保険金収入の申告なし（年金収入欄に「有」への丸印と氏名・受給額の記載があり、及びその他の収入欄に「無」への丸印がある））
H26. 11. 20	○円	
H27. 6. 11		収入申告書提出（本件保険金収入の申告なし（年金収入欄に受給額の記載があり、及びその他の収入欄に一切の記載がない））

(2) 平成 27 年 11 月 2 日から平成 28 年 4 月まで（本件受給期間その 2）

年月日	本件保険金収入	収入申告書の提出
H27. 11. 2		収入申告書提出（本件保険金収入の申告なし（年金収入欄に「有」への丸印と氏名・受給額の記載があり、及びその他の収入欄に「無」への丸印がある））
H27. 11. 20	○円	
H28. 4. 12 （同日、本件実施機関が、本件保険金収入の入金事実を確認（1の(10)のとおり）		

3 本件審査請求に係る経過等

- (1) 平成 29 年 1 月 8 日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分及び 63 条処分の取消しに係る審査請求を提起した。
- (2) 令和 4 年 8 月 25 日、本件実施機関が 63 条処分を取り消したため、63 条処分に係る審査請求は、請求の利益を欠くこととなり、令和 5 年 1 月 20 日、審査庁は、63 条処分に係る請求部分を却下した。

第 4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次の理由により、本件処分に不服があるから、本件処分を取り消すべきというものである。

- (1) 本件処分による徴収決定額を分納により納入充当した額を差し引いた後の保護費では生活することができない。
- (2) 収入申告義務について本件実施機関からの説明は、受けた記憶がない。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。

- (1) 法第 78 条第 1 項の適用要件である同項の「不実の申請その他不正な手段」は、「積極的に虚構の事実を構成することは勿論、消極的に真実を隠蔽することも含まれる」と解されている。
- (2) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成 24 年課長通知」という。）の 3 の③においても、法第 78 条第 1 項の適用基準の一つとして「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらず、これに応じず、又は虚偽の説明を行ったとき」が挙げられている。
- (3) 本件では、審査請求人は、平成 23 年 6 月 8 日から平成 27 年 11 月 2 日までにかけて計 7 回の収入申告書と計 1 回の資産申告書を提出したが、本件保険金収入に関する事項に関しては各申告書のいずれにも記載がなかったこと、及び 29 条調査の結果を審査請求人に伝え、正確な申告を指導した際にも、審査請求人が申告を拒否したことは、(1) 及び(2) の基準に照らし、本件保険金収入を得ていた事実の隠蔽に当たると判断されるから、法第 78 条第 1 項の規定の適用に誤りはない。

第 5 法令の規定等について

1 法令の規定

- (1) 法第 4 条第 1 項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し（補足性の原理）、法第 8 条第 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。
- (2) 法第 61 条において、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき（中略）は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」とする収入申告義務を規定している。
- (3) 法第 63 条は、費用返還義務について、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内

において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

(4) 法第 78 条第 1 項は、費用の徴収について、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収する（略）ことができる。」と規定している。

2 関係通知

- (1) 収入の認定については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8 の 3 の(2)のエの(イ)において、保険金その他の臨時的収入については、月額 8,000 円を超える額を収入として認定するとしている。
- (2) 費用徴収については、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成 18 年課長通知」という。）の IV の 4 の(1)において、法第 78 条第 1 項に規定の「不実の申請その他不正な手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる」としている。また、同(2)のウにおいては、同項の規定によることが妥当である場合として、「(エ)「保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」が掲げられている。さらに、平成 24 年課長通知の 3 の④でも、法第 78 条第 1 項の規定による費用徴収決定を行うべき場合として、上記(エ)と同じ内容が記載されている。
- (3) 保護受給者が、収入申告義務があることの説明を受けていたにもかかわらず、保険金収入を申告していなかった場合の取扱いについては、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 13 の 21 の答において、「保険金受領後は不正に保護を受けていたことになる。したがって、まず、保険金受領から発覚時までの保護費については法第 78 条を適用」することになるとしている。さらに、同問 13 の 23 の答(3)では、法第 78 条第 1 項の規定を適用する場合について、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。」とし、「不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」としている。

第 6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

- (1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。
- (2) 理由

ア 審査請求人は、本件実施機関から収入申告義務を含む受給中の留意事項について説明を受けたと考えられること、及び収入申告書のその他の収入欄において「生命保険の給付金」が例示されていることから、審査請求人は、保険金を受領した

場合の収入申告義務について認識していたと認められる。

審査請求人が本件実施機関に対して平成23年6月8日から平成27年11月2日までにかけて計7回提出した収入申告書において、保険金収入に関する記載はされていない。

以上から、審査請求人が保険金を受領しながら消極的に当該受領の事実を故意に隠蔽するという不正な手段により保護を受けたとして、法第78条第1項の規定により費用徴収を行うべきとした処分庁の判断は、平成18年課長通知のⅣの4の(1)に照らして、不合理ではない。

イ 審査請求人は、本件保険会社から毎年本件保険金収入を得ていたが、本件実施機関は平成28年4月まで審査請求人の本件保険金収入の入金事実を確認することができないまま、審査請求人に保護費を支給していたため、審査請求人に対して〇円の保護費の過払いが生じたものと認められる。

一方で、本件処分は、本来徴収すべき〇円より〇円少ない〇円（以下「本件徴収額」という。）を費用徴収する内容のものとなっており、つまり違算が認められるが、このことは、審査請求人に有利かつ軽微な瑕疵であり、違法又は不当として処分を取り消さなければならないほどの瑕疵ではない。

ウ 以上より、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和5年6月14日 審査庁が審査会に諮問

令和5年6月23日 第1回調査審議（第2部会）

令和5年7月25日 第2回調査審議（第2部会）

令和5年7月28日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点について

(1) 本件は、本件受給期間中定期的に本件保険金収入を得ていた審査請求人の申告義

務違反（収入不申告）の事実をして審査請求人による保護費の不正受給と認め、保護費の過払相当額のうち法第 78 条第 1 項の規定を適用することができる範囲内において、処分庁が本件徴収額による本件処分を行ったというものである。

- (2) 本件処分の争点は、法第 78 条第 1 項等の法令の規定及び関係通知に照らし、①本件処分に法第 78 条第 1 項の規定の適用要件たる事実を欠く点がないか（同項の要件充足性）、及び②当該適用要件たる事実を欠くことがないとしても、本件徴収額が対象期間内の保護費の合計額を超えるものとなっていないかどうか（本件徴収額の適正性）の 2 点であるといえるから、これらの争点について、以下検討する。

2 法第 78 条第 1 項の要件充足性について

(1) 収入認定について

ア 法第 78 条第 1 項の規定による費用徴収決定処分を行うためには、まず、本件保険金収入が、法第 4 条第 1 項における「利用し得る資産」に該当するものであることが必要であるところ、保険金その他の臨時的収入については、次官通知第 8 の 3 の (2) のエの (イ) において、月額 8,000 円を超える額を収入として認定するとされている。

イ これを本件についてみると、まず、本件保険金収入は、審査請求人と保険会社との間の個人年金保険契約に基づく保険金であり、その性質上及びその金額は毎年〇円余りというものであるから、アのとおり、収入認定の対象となる「月額 8,000 円を超える保険金その他の臨時的収入」に該当するものと認められる。

ウ 以上から、本件保険金収入は、その全部が「利用し得る資産」に該当することが認められる。

(2) 不実の申請その他不正な手段に当たるかどうかについて

ア 被保護者の収入申告義務については、法第 61 条において「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき（中略）は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」旨が規定され、また法第 78 条第 1 項において「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収する（略）ことができる」旨が規定されている。

また、平成 18 年課長通知の IV の 4 の (1) において、「不実の申請その他不正な手段」には「消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」とされており、虚偽の説明・申告を具体的になしたような積極的不正行為と同視し得る消極的行為（不作為）も不正な手段に含まれるから、例えば、事案に照らして、収入の申告義務があることを知りながら、収入認定されないようあえて申告しなかったといった不正の故意の存在を示す客観的事実が認められるような場合には、不正の手段に該当するものと解すべきである。

さらに、平成 18 年課長通知の IV の 4 の (2) においては、同 (ア) から (エ) までのとおり、具体的事例を例示しながら、「被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に

発見できる程度のものであっても法第63条でなく法第78条を適用すべきである」としている。

イ この点、審査請求人には、次の事実が認められる。

(ア) 本件実施機関は、審査請求人に対し、平成21年及び平成27年の各保護開始時に「保護のしおり」を交付し、第3の1の(2)及び(8)のとおり、収入申告義務について説明を行ったこと。

(イ) 審査請求人は、平成22年以降毎年11月に〇円余りの本件保険金収入を得ながら、その都度審査請求人に生じた収入申告義務に応じた収入申告は、一度も行われなかったこと。

(ウ) 本件実施機関は、定期的に又は適宜、保護受給世帯の収入状況を把握するための収入申告書の提出を求めている中で、審査請求人は、当該求めに応じるかたちで、平成23年6月8日から平成27年11月2日までにかけて計7回の収入申告を行ったが、それぞれの機会に提出された収入申告書には、第3の1の(4)及び(6)のとおり、年金収入以外の収入の存在をうかがわせる何らの記載も認められなかったこと。

(エ) 本件実施機関が、本件保険金収入の入金事実を確認した後、本件保険金収入に係る収入申告義務を果たすべきことを求めた際も、審査請求人は、第3の1の(11)のとおり、これを拒否したこと。

ウ 次に、上記の不申告に係る関係事実に照らし、審査請求人について、アにおいて述べる法第78条第1項の適用基準を満たす事実があったといえるかどうかを検討する。

まず第一に、審査請求人に対する本件実施機関による説明が、イの(ア)のとおり、なされていた経過や、審査請求人が本件保険金収入以外の収入である年金に係る収入申告について、一部記載の不十分さがみられる場合もあるものの、本件受給期間にわたり、総じて申告義務を果たしていると認められることに鑑みるに、審査請求人に保護受給中の収入について収入申告義務があることそのものの認識があったことは、明らかであるといえる。

審査請求人は、本件実施機関から上記の説明を受けた記憶がない旨を主張するが、審査請求人が年金収入に関しては必要な収入申告を行っていることその他本件の経過等に照らして、当該記憶がないとの主張は、審査請求人に保護受給中の収入について収入申告義務があることそのものの認識があったことを否定するものとはいえない。

一方、収入申告義務が果たされているものと認められる年金収入とは異なり、本件保険金収入に関しては、この間、一貫して収入申告が行われていない。本件保険金収入は、毎年11月に定期金として〇円余りの額が入金されるというものであり、収入の認識を欠くような微少な金額とはいえず、かつ、本件保険金収入が入金されていた口座は、本件保護に係る保護費の入金口座と同一であって、当該口座は、審査請求人の生活のために日々活用されていたものと認められるから、審査請求人に、本件保険金収入の存在そのものの認識を欠く事情があったとはい

えない。むしろ、審査請求人は、本件保険金収入の存在を十分に把握し、保護費とともに日々の生活の原資として活用していたものとみるべきであって、これを否定する事実はない。

そうすると、審査請求人は、申告義務を果たすべき本件保険金収入があることを知りながら、これを生活に活用するため、あえて申告をしなかったものと認めるのが相当であり、審査請求人には、こうした申告を怠っていることの認識もあった中で申告し得る機会が多々ありながら、一貫して、本件保険金収入に係る申告を行わず、又はこれを拒否する対応をとったことは、少なくとも、アで述べる「消極的に事実を故意に隠蔽すること」に当たり、平成18年課長通知のⅣの4の(2)のウにおいて具体的事例として掲げられている、同(エ)の「収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」と同視し得る消極的行為に該当するというべきである。

この(エ)に該当する場合は、平成18年課長通知上「法第63条でなく法第78条を適用すべき」場合に当たるといえるから、法第78条第1項の規定による費用徴収決定処分を行った処分庁の判断は、何ら不合理なものとはいえない。

なお、審査請求人が、個人年金保険の掛け金を長年にわたり自ら支払った結果、本件保険金収入に係る受給権を得たのに、これについて収入申告を行い、最低生活費から控除されることとなれば、こうした掛け金を支払っていなかった保護受給者が当該控除を受けることがないことに照らし、これを理不尽であると考えて、本件保険金収入に係る収入申告をあえて行わなかったものであったとしても、それは生活保護の原則である「補足性の原理」(第5の1の(1))に反する独自の見解に過ぎず、審査請求人が収入申告義務を免れる理由とはならない。また、そのことは、本件保険金収入の不申告に係る審査請求人の認識自体を否定するものではないから、上記に述べる不正の故意を否定し得る要素には当たらない。

(3) 以上のとおり、本件については、法第78条第1項の規定の適用要件を充足する事実があると認められるから、本件処分に係る処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

3 本件徴収額の適正性について

(1) 法第78条第1項の規定による費用徴収決定処分については、問答集問13の22の答において、「不正受給額を全額決定する」とされており、同問13の23の答(3)において、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。」として、「不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」としている。

(2) これを本件に当てはめると、審査請求人が本件保険金収入を受領した後、当該受領に係る事実が判明するまでの間、すなわち本件受給期間中に受給した保護費の合計額が不正受給の対象となり得るものであり、そのうち、徴収の対象となる金額は、本件処分の時点で徴収債権の消滅時効が完成してなかった平成23年11月以降に支給された保護費のうち、平成22年9月から平成27年9月まで(本件受給期間その

1) に受給した保護費〇円からそれぞれ必要最小限の実費を除いた金額と平成 27 年 11 月 2 日から平成 28 年 4 月まで（本件受給期間その 2）に受給した保護費〇円からそれぞれ必要最小限の実費を除いた金額との合計額となる。ただし、本件においては、必要最低限の実費に当たると思われる支出は何ら確認することはできないから、当該控除の要否に係る検討を要すべき事情はない。

(3) 以上を踏まえ、本件処分において徴収の対象とされた保護費（本件徴収額）の内訳は、関係事実に照らせば、次の各表のとおりである。

このうち、アの表の④の期間分に係る額の算定中、本来徴収されるべき額より〇円少ない額を徴収額とした違算の存在が認められるものの、その余の本件徴収額を徴収する本件処分に係る部分についての徴収は、法令の規定等に基づく根拠のある適正なものである。

ア 平成 22 年 9 月から平成 27 年 9 月まで（本件受給期間その 1）

期間	本件徴収額の算定の基礎となるべき保護費の支給額（ア）	本件保険金収入に当たる額（イ）	本件徴収額の内訳（（ア）又は（イ）のうち、額の小さい方）	備考
① H22.9 ～ H23.10	〇円 ※1	〇円	〇円	※1 本件処分時において、過払分の費用徴収権の時効消滅
② H 23.11 ～ H26.9	〇円	〇円	〇円	
③ H26.10	〇円	〇円	〇円	（保護費の過払いが生じていない期間に当たる）
④ H 26.11 ～ H27.9	〇円 ※2	〇円	〇円 ※2	※2 処分庁は、（ア）の額を誤って〇円と算定したため、左欄の本件徴収額の内訳となる額との間に、〇円の差額が発生

イ 平成 27 年 11 月 2 日から平成 28 年 4 月まで（本件受給期間その 2）

期間	本件徴収額の算定の基礎となるべき保護費の支給額（ア）	本件保険金収入に当たる額（イ）	本件徴収額の内訳（（ア）又は（イ）のうち、額の小さい方）	備考
H 27.11.2 ～ H28.4	○円	○円	○円	

ウ 本件受給期間の合計（ア+イ）

期間	本件徴収額（本件処分による額）（A）	【参考】本来徴収されるべき額（B）	（B-A）
ア	○円	○円	
	○円	○円	○円
イ	○円	○円	
合計	○円	○円	○円

(4) 審査請求の裁決においては、審査庁が上級行政庁又は処分庁の場合において、行政不服審査法第 48 条の規定により、審査請求人の不利益となる処分の変更を行うことはできないこととされているが、審査庁がこれらの機関に当たらない本件においても、誤って○円分が過少に算定された本件徴収額の徴収をその内容とする本件処分には、誤って過大に算定された場合と異なり、取り消すべき違法部分が含まれる余地がないから、当該違算は、本件処分の取消事由とならない。

その上で、(3)において示すとおり、この違算部分を除き、本件処分に算定上の誤りは認められないから、本件徴収額について費用徴収を決定した本件処分には、その額の算定に関し、処分の取消事由となる違法性があるとは認められない。

4 以上のほか、本件処分は、第 5 の法令の規定等に照らし適切に行ったものと認められ、違法又は不当な点は何ら認められない。

5 結論

以上の理由から、本件審査請求には理由がないから、第 1 の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員(部会長)	西村	幸三
委員	小谷	真理
委員	杉江	正徳